

目 次

【一般項目】

1	予防接種の推進	1
2	認知症疾患医療センターの運営事業費補助金の確保	2
3	障がい福祉施策の充実と円滑な実施	3
4	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	4
5	地域医療提供体制の整備に対する支援	5
6	医師の不足・偏在を解消するための制度改革	6
7	ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等	7
8	児童虐待への対応と社会的養護の充実	8
9	学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実	9
10	地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し	10
11	海岸漂着物対策の推進	11
12	水道施設の災害対策に係る財政支援の充実	12
13	南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備	13
14	循環型社会形成推進交付金の確保	14
15	川上ダム建設事業の促進	15
16	償却資産に対する固定資産税の堅持	16
17	半島振興対策の充実	17
18	実効性を確保した「農地中間管理機構(仮称)」の制度構築と 地域農業の担い手の確保・育成に向けた施策の充実・強化	18
19	大規模災害に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減	19
20	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進	20
21	TPP協定交渉における妥協のない対応	21
22	森林・林業再生に向けた支援	22
23	力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化	23
24	中小企業の設備投資に係る金融支援	24
25	商店街振興に関する補助金制度等	25
26	中小企業への金融支援および再生支援の充実・強化	26
27	国内企業の国際競争力の強化への支援	27
28	ユニバーサルツーリズム促進のための支援の充実	28
29	わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等	29
30	グローバル人材育成の推進	30
31	治安対策の充実・強化	31

目 次（省庁別）

【内閣官房】

21	TPP協定交渉における妥協のない対応	21
----	--------------------	----

【内閣府】

12	水道施設の災害対策に係る財政支援の充実	12
----	---------------------	----

【国家公安委員会】

29	わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等	29
31	治安対策の充実・強化	31

【金融庁】

26	中小企業への金融支援および再生支援の充実・強化	26
----	-------------------------	----

【警察庁】

29	わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等	29
31	治安対策の充実・強化	31

【総務省】

10	地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し	10
16	償却資産に対する固定資産税の堅持	16
17	半島振興対策の充実	17
19	大規模災害に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減	19
30	グローバル人材育成の推進	30
31	治安対策の充実・強化	31

【法務省】

29	わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等	29
----	---------------------------	----

【外務省】

29 わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等……………	29
-----------------------------------	----

【文部科学省】

9 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実……………	9
10 地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し……………	10
30 グローバル人材育成の推進……………	30

【厚生労働省】

1 予防接種の推進……………	1
2 認知症疾患医療センターの運営事業費補助金の確保……………	2
3 障がい福祉施策の充実と円滑な実施……………	3
4 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実……………	4
5 地域医療提供体制の整備に対する支援……………	5
6 医師の不足・偏在を解消するための制度改革……………	6
7 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等……………	7
8 児童虐待への対応と社会的養護の充実……………	8
12 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実……………	12

【農林水産省】

18 実効性を確保した「農地中間管理機構(仮称)」の制度構築と 地域農業の担い手の確保・育成に向けた施策の充実・強化……………	18
19 大規模災害に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減……………	19
20 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進……………	20
21 TPP協定交渉における妥協のない対応……………	21
22 森林・林業再生に向けた支援……………	22
23 力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化……………	23

【経済産業省】

24 中小企業の設備投資に係る金融支援……………	24
25 商店街振興に関する補助金制度等……………	25
26 中小企業への金融支援および再生支援の充実・強化……………	26
27 国内企業の国際競争力の強化への支援……………	27

【中小企業庁】

25 商店街振興に関する補助金制度等.....	25
-------------------------	----

【国土交通省】

15 川上ダム建設事業の促進.....	15
17 半島振興対策の充実.....	17

【観光庁】

28 ユニバーサルツーリズム促進のための支援の充実.....	28
29 わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等.....	29

【環境省】

11 海岸漂着物対策の推進.....	11
13 南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備...	13
14 循環型社会形成推進交付金の確保.....	14
20 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進.....	20

1 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない4ワクチン（水痘、流行性耳下腺炎、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても早期の定期接種化を図ること。
- 2 風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を予定している女性や妊婦の夫、定期接種の機会がなかった年齢層等で抗体検査を希望する者に対して、全額国費による抗体検査を実施するとともに、抗体を有していない者に予防接種を行うこと。

《現状》

- 本県において予防接種法に規定された定期接種は、県内全市町で全額公費により行われています。また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。
- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない4ワクチン（水痘、流行性耳下腺炎、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種についても、県内の一部市町において、住民のニーズを受け自主財源で実施しています。
- 平成24年から全国的に風しんが流行し、平成25年は風しんが全数報告疾患となった平成20年以降で、最も多い患者報告数となっています。
また、今回の流行においては、過去に定期予防接種の機会がなかった世代や、定期予防接種制度の変更のため接種率が低下した世代を中心として感染が拡がっており、胎児に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を防止するためワクチン接種を実施する必要があります。
- このため、本県では、胎児を先天性風しん症候群から守るため、緊急的措置として市町と連携して、接種対象者や期間を限定した助成制度を創設しました。

《課題》

- ① 水痘、流行性耳下腺炎、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染の防止、個人の重症化防止を図るため、定期接種化が必要です。
- ② 風しんの妊婦への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を防止するため、抗体を有していない者に対するワクチン接種が必要です。

県担当課名 薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

2 認知症疾患医療センターの運営事業費補助金の確保

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

認知症医療の中核的な役割を担っている認知症疾患医療センターの安定的な運営のため、必要な運営事業費補助金を確保すること。

《現状》

- 高齢化の進展に伴い、今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症施策のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- 認知症疾患医療センターは、診断や専門医療の相談対応、関係機関との連携強化など、認知症医療の中核的な役割を担っています。
- 本県では、第5期三重県介護保険事業支援計画に基づき、認知症疾患医療センターを二次医療圏域ごとに1か所設置することをめざし、基幹型認知症疾患医療センター1か所、地域型認知症疾患医療センター4か所の体制を整備しました。
- 平成25年度の認知症疾患医療センターの運営に必要な経費に対する補助は、十分ではありませんでした。

《課題》

- ① 平成24年度に国が策定した「認知症施策推進5か年計画」に基づき、認知症施策を積極的に推進し、県全域の認知症疾患に対する保健医療水準の向上を図ることが重要です。
- ② 今後、引き続き認知症疾患医療センターと連携して、認知症施策を推進していくためには、認知症疾患医療センターの機能や体制を維持し、安定的に事業運営ができるよう、補助基準を明確にしたうえで所要の運営事業費補助金を確保することが必要です。

県担当課名 長寿介護課
関係法令等 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱
介護保険事業費補助金交付要綱

3 障がい福祉施策の充実と円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 障害者総合支援法の円滑な実施に向けて、十分な準備期間を確保するため早期の制度説明を行うとともに、制度改正にともなう財源措置を講じること。
- 2 すべての障がい者に、サービス等利用計画を作成することができるよう、制度の改善と必要な財源措置を講じること。
- 3 安定した雇用・就労に結びついていない障がい者に適切な就業の機会を確保するための事業を実施すること。
- 4 生活介護や短期入所などのニーズの高い障害福祉サービスが確保できるよう、十分な社会福祉施設整備費の確保を図ること。

《現状》

- 障害者総合支援法の改正事項のうち、ケアホームのグループホームへの一元化などの事項は、平成26年4月1日から施行されます。
- サービス等利用計画の作成については、全国的に進んでいない地域が多く、本県においても平成24年度末時点で1割弱の作成率にとどまっており、平成26年度までにすべての障害福祉サービス利用者に作成することは厳しい状況です。
- 障がい者の就労状況は依然厳しく、現行制度では一般就労と福祉的就労に選択肢が限られ、賃金（工賃）や位置づけについても大きな差があります。
- 本県では、ニーズの高い障害福祉サービスの施設整備を促進していますが、社会福祉施設整備費が不足しているため、必要な施設整備に影響が生じています。

《課題》

- ① 平成26年4月1日に施行される障害者総合支援法の改正事項について、十分な準備や周知のための期間、制度改正にともなう財源の確保が必要です。
- ② サービス等利用計画を適切に作成できるよう、相談支援専門員の相談件数等の実態をふまえた報酬体系の改善を図る必要があります。
- ③ 障がい者の就労については、一般就労と福祉的就労の間の新たな選択肢として、社会的就労の場づくりを進める必要があります。
- ④ 生活介護や短期入所などのニーズの高い障害福祉サービスを確保するには、施設整備にかかる十分な財源を確保し、社会福祉施設の充実を図っていく必要があります。

県担当課名 障がい福祉課

関係法令等 障害者総合支援法

4 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下のことを行うこと。

- (1) 国における早期の制度化
- (2) 制度化されるまでの間の十分な財政措置及び窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状》

- 本県内の市町では、子どもや障がい者、一人親家庭等にかかる医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。
- 県では、この医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしており、そのうち、子ども医療費助成については、子育て環境を整備する観点から、平成24年9月に、県補助の対象を義務教育就学前から小学校6年生までに拡大しました。
- また、医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付方式）については、住民から要望があるものの、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることなどから、県内では行われていません。

《課題》

- ① 本県は、医療を必要とする人々が、安心して受診できるよう、市町の医療費助成に対して県費での補助を行っていますが、そのための財政負担が非常に重くなっています。
- ② 国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国で行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があるものと考えます。

県担当課名 医務国保課

関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

5 地域医療提供体制の整備に対する支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、各事業の実施に大きな支障を来している。地域医療体制の確保のため、各都道府県の事業計画規模をふまえた適正な予算額を確保すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、ドクターヘリ運行、救命救急センター等の運営事業（運営費）や、がん診療施設設備等の整備事業（設備費）など、救急、産科、小児、周産期医療や歯科保健、医師、看護師等の人材確保の推進などの医療提供体制の確立に必要な補助金です。
- 平成 23 年度以降の医療提供体制推進事業費補助金について、各都道府県が提出した事業計画が予算額を超えたことを理由に、厚生労働省から減額調整がされました。各年度の事業計画額に対する内示率は、平成 23 年度は運営費で約 88.1%、設備費は本県の事業計画額が多額であったことから約 13.0%、平成 24 年度は、運営費・設備費一律に約 72.9%、平成 25 年度は運営費で約 69.6%、設備費で約 65.2%と、年々厳しい状況となっています。
- 本県では、平成 23 年度以降の減額調整に対して、三重県地域医療再生計画（平成 23 年度策定分）の計画期間である平成 25 年度まで、地域医療再生基金を減額分の一部に充当して対応しています。

《課題》

- ① 減額調整の結果、各都道府県の医療提供体制施策の推進および関係機関の事業実施に大きな影響が生じ、また、減額調整による対応についても各都道府県に負わされていることから、事業の執行に大きな支障を来しています。
- ② 平成 26 年度以降は、地域医療再生基金による充当が困難になることから、引き続き医療提供体制推進事業費補助金の減額調整が継続すれば、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営など、県民の命に直結する業務に支障が生じるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県担当課名 医務国保課

関係法令等 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

6 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 医師臨床研修制度における都道府県ごとの定員設定について、医師数の過不足の状況等を踏まえたものとするなどの制度の見直しを行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置のためのルールを設定すること。特に、今後新たな専門医の領域として追加される総合診療医については、その定義を明確にするとともに、医師の偏在是正に資するものとする。

《現状》

- 臨床研修医の募集定員については、現在、都道府県ごとに上限が設けられていますが、研修希望者が都市部に集中する傾向にある中で、首都圏などの人口集中地域の自治体においても定員に達しているところはなく、医師不足が深刻な地域へ研修医が移行されないなど、地域偏在の解消に資するものになっていません。
- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、国において新たな仕組みの導入が検討されています。また、その中で、時代のニーズに応じて、新たに総合診療医を基本領域の専門医の一つに加えていくこととされています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、また、昨年5月に設置した地域医療支援センターにおいて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、新たな専門医制度における資格取得条件に医師不足地域の医療機関への勤務を義務付けるなど、国レベルでの大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。
- ② 今後、全国的に、修学資金貸与医師や地域卒卒業医師の増加が見込まれることから、医師臨床研修制度と専門医制度の早期かつ一体的な見直しが必要です。

県担当課名 地域医療推進課
関係法令等 医師法

7 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 複数の都道府県、山間部や離島を運航対象とする場合には、ドクターヘリ運航経費にかかる補助基準額の引き上げを行うこと。
また、同経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合を拡大すること。
- 2 ドクターヘリ用消防救急アナログ無線機について、電波法関係審査基準に基づき平成28年5月31日までにデジタル化する必要があることから、早期に整備できるように補助事業を創設するなどにより財政支援を行うこと。

《現状》

- 本県では、平成24年2月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の2病院を基地病院として、1機のドクターヘリを2か月交代で運航しています。
- 特に、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が増加しており、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。
- 医療資源が少なく、三次救急医療機関がない東紀州地域等の医療体制を確保するため、奈良県および和歌山県とドクターヘリの共同利用を行っています。
- 消防機関における消防救急無線機がデジタル化されるなか、消防機関との情報通信に使用する無線機について、ドクターヘリ搭載用2台と基地病院用2台のいずれもアナログ通信しか対応していません。

《課題》

- ① 原油価格の高騰により燃料費がかさんできており、隣接府県への出動や、山間部、離島を運航するケースもある中、現行補助基準額では運航経費が不足しています。今後、近隣県との共同運航を推進していくためにも、運航実績に応じた補助基準額の引き上げが必要です。
- ② ドクターヘリの運航経費に充当している地域医療再生基金が平成25年度で終了する予定です。今後、安定的な運航体制を維持し救急医療体制を確保していくためには、運航経費の都道府県負担分に対する支援の拡充が必要です。
- ③ 本県のドクターヘリだけでなく全国で運航しているほとんどのドクターヘリがアナログ通信しか対応できていない状況であり、今後2か年でデジタル化を完了するためには整備に対する支援が必要です。

県担当課名 地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 電波法関係審査基準

8 児童虐待への対応と社会的養護の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士等の人材活用にかかる財政措置を図ること。児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定め、地方交付税の算定基礎の対象とすること。
- 2 児童相談の第一義的窓口となる市町において、予算・人員の確保が困難な状況にあるため、市町の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財源措置の充実を図ること。
- 3 要保護児童が抱える問題の複雑化・多様化を踏まえ、養育機能の確保・向上を図るため、「社会的養護の課題と将来像」に示された職員配置基準の引き上げを早急に行うこと。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成24年度の件数は1,022件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。
- 県内の市町においては児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は、29市町中10市のみです。
県内の児童養護施設等においては、交代勤務や宿直勤務等の厳しい勤務条件に加え、児童の処遇の困難さから、施設職員にとって児童への十分なケアの実施が厳しい労働環境となっています。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等における役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 県全体の児童相談体制の強化に向けて、県として市町の実情に応じた支援に取り組んでいますが、市町の予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 社会的養護の充実には養育機能の確保・向上が必要であり、各施設及び県における「家庭的養護推進計画」の策定にあたり、早期に職員配置基準を引き上げることが求められています。

県担当課名 子育て支援課
関連法令等 児童福祉法児童福祉法施行令

9 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

学校施設については、児童生徒等の安全確保が求められるとともに、災害時には体育館等が避難所となることから、その耐震化推進等のための支援措置の拡充等を図ること。

- ・ 公立学校施設の耐震化推進のための支援措置の継続及び拡充
- ・ 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ（1/2→2/3）及び改築工事の補助対象の拡大（幼稚園のみから全校種へ）
- ・ 公立学校施設の高台移転等の津波対策に対する支援制度の創設

《現状》

- 南海トラフを震源とする巨大地震の発生が予想されており、津波・浸水等も加わった甚大な被害を及ぼすことが危惧されています。
- 本県の公立小中学校の平成 25 年4月1日現在の耐震化率は 97.5%ですが、耐震化が未完了の市町の中には、厳しい財政状況や学校の統廃合への対応もあり、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。

また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要があります。

- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、私立幼稚園以外の校種では、改築工事は対象外となっています。
- 平成 23 年 10 月 3 日に三重県が公表した「津波浸水予測図」に基づき、校舎が一部でも津波浸水域に入る公立小中学校を図上で確認したところ、178 校(31.8%)の学校が浸水域にあり、そのうち 168 校が避難所に指定されています。(学校数は平成 23 年 5 月 1 日現在の数値)

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、耐震補強工事の実施において、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を1/2から2/3に嵩上げするとともに、全国防災事業債と同等の地方債、地方交付税措置の継続及び補助単価の引き上げを行う必要があります。
- ② 屋内運動場等の天井等の落下防止対策や内装材・窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるため、現状の算定割合の嵩上げ（1/3から1/2）が必要です。
- ③ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げるとともに、全校種において改築工事も対象とするよう補助対象を拡大する必要があります。
- ④ 津波により甚大な被害が予想される地域における防災・減災対策の推進を図るため、公立学校施設を高台移転するための支援制度や、津波に備えて水、電気等を確保するために必要となる改修工事に対する支援措置を創設する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校施設課 環境生活部私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、学校施設環境改善交付金交付要綱
私立学校施設整備費補助金交付要綱

10 地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し

(総務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方が文化施設等の運営手法を実情に応じて選択できるよう、地方独立行政法人の対象業務に文化会館等の管理運営を加えるなど、集積する文化施設等の一体的な組織運営を可能にする制度改正を行うこと。

《現状》

- 本県では新県立博物館の整備（平成26年春、津市内に開館予定）を契機に、文化施設が集積している周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、文化芸術活動や生涯学習活動の中核的な拠点を形成したいと考えています。
- これまでも各施設が一体的な情報発信や共通テーマによる連携事業の実施に取り組んできましたが、連携意識が施設間で共有されず、また、ゾーン全体をコーディネートする機能が十分でなかったこと等から、施設(専門分野)を超えた総合的な事業展開や集積の効果が十分に発揮できていない状況です。
- 「文化交流ゾーン」を構成する文化施設等の運営手法については、「一体的に組織運営や事業が行えること」、「経営の自由度が高く、経営努力が反映されること」および「学芸業務等の継続性・専門性・計画性を担保できること」の3つを基本的な考え方として検討しており、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の一つにしたいと考えています。
- このため、本年5月に「文化施設等の地方独立行政法人化」に関する提言を行ったところ、博物館については短期間で制度を改正され、本県としても大きな前進と受け止めているところです。
- しかしながら、提言を行った施設のうち文化会館等の管理運営は地方独立行政法人の対象業務とされなかったため、依然として地方独立行政法人制度を一体的な組織運営の手法として検討できない状況にあります。

《課題》

- ① 文化施設等の運営手法としては、直営、指定管理者制度および地方独立行政法人制度の3つが考えられますが、効率的・効果的な行政サービスを提供するため、地方の実情に応じて選択できるようにする必要があります。
- ② 特に、「文化交流ゾーン」は、設置目的や提供するサービスの異なる文化施設等の一体的な運営等を通じて、その集積を最大限に生かした新たな価値を創造・提供しようとするものであり、地方独立行政法人の対象業務に文化会館等の管理運営を加えることなどにより、地方独自の新たな取組に対応できる制度に改める必要があります。
- ③ なお、「文化交流ゾーン」を構成する文化施設等の運営手法として、指定管理者制度は事業の継続性・専門性・計画性の担保や学芸員等の専門職員の確保・育成等の点で課題があり、十分な効果を得ることができない懸念があります。

県担当課名 文化振興課

関係法令等 地方独立行政法人法及び同施行令

11 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「海岸漂着物地域対策推進事業」において、海岸漂着物の発生抑制対策として実施する河川ごみや漂流物の回収処理、それらを捕集するための設備等を補助の対象とするなど、補助事業の対象範囲を拡大すること。
- 2 「海岸漂着物地域対策推進事業」が平成26年度に終了するため、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要な経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）が連携して、海岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成24年度補正予算において、全国で約100億円（本県交付額約2億7千万円）という大規模な予算（海岸漂着物地域対策推進事業）が措置され、当県はそれを有効に活用し、平成25年度から26年度にかけて海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策を推進しているところです。
- 一方、河川や海域において、ペットボトルや食品容器などの生活ごみや流木が散乱・漂流しており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- しかしながら、当該補助事業においては、河川ごみや漂流物の回収処理を目的とする事業、それらを捕集する設備等は補助の対象とはなっていません。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けて、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 環境省では、地域グリーンニューディール基金に代わる新たな財政支援措置である「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」において、海岸漂着物の回収処理を実施することとしています。しかしながら、河川ごみや漂流物の回収処理、それらを捕集するオイルフェンスなどの設備に係る経費は当該補助事業の対象とはなっておらず、いずれ海岸漂着物になるごみ等の対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。
- ② 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収処理、発生抑制対策を実施することは必要であることから、その実施に係る経費について、平成27年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 大気・水環境課
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

12 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の引き上げ(1/3→1/2)や採択基準の緩和(資本単価 90 円/m³→70 円/m³)等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助メニューを創設すること。
- 2 大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率の引き上げ(1/2→2/3)等の財政支援を充実するとともに、水没した施設を高所移設するなど、原形復旧しない場合、災害査定時における柔軟な取り扱い(提出書類の簡素化等)を図ること。
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象として、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。

《現状》

- 市町の水道事業において耐震化等の施設整備が遅れていますが、長引く景気低迷や人口減少等により経営が厳しさを増している中、平成 22 年度の採択基準の変更(資本単価の引き上げ)に伴い一層厳しい状況となった市町があります。また、津波や豪雨等による施設の浸水対策に向けた制度が整備されていません。
- 水道施設の災害復旧に係る補助事業では、平成 23 年の紀伊半島大水害において初めて特別の措置(補助率の引き上げ)が講じられましたが、今後も大規模な災害の発生が懸念される中、恒常的な制度は設けられていません。また、災害復旧では原則として原形復旧とされているため、水没対策として施設を高所に移設する場合など、査定の当日に原形復旧との比較資料が必要となります。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」)」においては、道路、下水道等は対象とされていますが、公営企業として運営されている水道事業は対象とされていません。

《課題》

- ① 水道事業を取り巻く厳しい経営環境の中、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震化対策や老朽化施設の更新等に係る補助事業において、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の財政支援の充実が必要です。また、下水道事業では津波等による浸水対策の整備が進められていますが、水道事業においても施設の浸水対策に向けた補助制度の創設等、市町への支援が求められています。
- ② 工業用水道では経済産業省が激甚災害指定時に補助率の引き上げ措置を講じていますが、水道においても大規模な災害が発生した際には、こうした支援措置が必要です。また、災害復旧に当たり、同じ施設が再度被災することを防止するため、水没した施設を高所移設するなど原形復旧しない場合、災害査定時における柔軟な取り扱いが求められます。
- ③ 激甚法において、独立採算を前提とした公営企業が運営する水道施設の災害復旧事業は対象ではありませんが、水道事業は重要なライフラインであることから、今後、同法の対象とすることが必要です。

県担当課名 大気・水環境課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

13 南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 南海トラフ巨大地震の発生時に、地方自治体が災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うための制度の構築や市町村が有している処理権限の見直し等の必要な対策を講じること。
- 2 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理における仮置き場の設置について、地方自治体が国有地などの公的財産について円滑に活用が図れるよう、国が対策を講じること。

《現状》

■ 国は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震といった大規模災害に備え、復旧・復興を円滑に進めることを目的に、「災害対策基本法」を一部改正（平成 25 年 6 月 21 日公布）し、新たに「指定行政機関の長等による応急措置の代行」（法第 78 条の 2）、「廃棄物処理の特例」（法第 86 条の 5）など、迅速な災害廃棄物処理に向けての法整備が図られましたが、県が甚大な被害が生じた市町に対して速やかに対応する場合、国の判断を待つ必要があります。

■ 県内の 21 市町が策定している「災害廃棄物処理計画」では仮置き場候補地が設定されており、本県が想定する東海・東南海・南海地震が同時発生した際の廃棄物（推計 658.8 万トン）には対応しているものの、平成 25 年 3 月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、本県における災害廃棄物等は最大 3,200 万トンと試算されており、対応が困難な状況になると考えられます。

また、用地の確保には事前の住民同意や仮設住宅用地等その他防災拠点との調整が課題となっており、東日本大震災の事例によると、二次仮置き場においては、現場での処理を進めるために、中間処理施設や仮設焼却炉等の設置など、更なる用地の確保が必要となる場合があります。

《課題》

① 東日本大震災では、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」で直接国が災害廃棄物の処理を代行することができることとしましたが、被災自治体の多くが、県への委託による処理を選択している実情を踏まえると、国における処理の代行だけでなく、甚大な被害が生じた市町に対して、県による迅速な処理の代行、東日本大震災で適用された特例措置の制度化等速やかに対応を行う仕組みが必要です。

② 広域的な大規模災害においては、仮置き場や仮設住宅用地等広大な面積を要する防災拠点が必要不可欠となります。東日本大震災においても、あらかじめこうした用地の確保は行われていなかったことから、公共用地の転用や私有地の借用によって賄われていますが、その確保に相当の期間を要しています。

さらに、仮置き場等の廃棄物処理施設の用地・場所は、速やかに取得でき効率的に災害廃棄物が処理できることに加え、復興後の土地利用計画にも支障が生じないよう選定する必要があります。

県担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 震災廃棄物対策指針

14 循環型社会形成推進交付金の確保

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町の廃棄物処理施設等が着実に整備されるよう、平成25年度の循環型社会形成推進交付金の不足額を補正予算等で措置するとともに、平成26年度分の必要額を当初予算で確保すること。
- 2 高効率ごみ発電施設事業に対しては、交付率を1/2に引き上げる時限措置がなされていたが、市町の高効率ごみ発電施設を円滑に整備するため、平成26年度以降も支援拡充措置を継続すること。

《現状》

- 廃棄物処理施設整備事業について、平成25年度交付金（国予算額354億円）は、市町の当初要望額に対する6割強の交付にとどまり不足していることから、必要額の交付がなければ、市町の施設整備が進まない状況にあります。また、浄化槽整備事業の平成25年度交付金（国予算額84億円）は、要望総額の9割弱となり、計画どおりに浄化槽整備を行うためには要望通りの交付が必要です。また、平成26年度交付金についての県内市町の要望額（53億円）は、事業増に伴い平成25年度要望額（34億円）よりも増加する見込みです。
- 高効率ごみ発電施設の整備促進のため、平成21年度から平成25年度までの時限措置として交付率が引き上げられました（1/3→1/2）が、廃棄物処理に伴うエネルギー確保を促進していくため、平成26年度以降においても必要な状況にあります。

《課題》

- ① 市町の廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽整備事業について、国の交付金が十分に措置されないと、循環型社会の構築に向けて必要な施設整備が進まないことから、平成25年度での補正予算等による不足額に対する措置が必要です。さらに、平成26年度要望分について平成26年度予算の確保が必要です。
- ② 本県3市町において高効率ごみ発電施設を整備しており、また、現在、ごみ焼却施設の整備を検討している市町もあります。今後、廃棄物処理に伴うエネルギー確保を促進するため、高効率ごみ発電施設に対する支援拡充措置の継続が必要です。

県担当課名 廃棄物・リサイクル課 大気・水環境課
関係法令等 循環型社会形成推進交付金交付要綱等

15 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、速やかに検証を行い、早期完成に最大限努めること。

《現状》

- 川上ダムは、平成 21 年 4 月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画および平成 23 年 2 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 27 年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸(100%)の移転が完了し、用地については約 97%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- しかしながら、国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっています。

《課題》

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

県担当課名 水資源・地域プロジェクト課 大気・水環境課 河川・砂防課 水道事業課
関係法令等 河川法 水資源開発促進法 水資源機構法

16 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 平成 26 年度税制改正にあたり、経済産業省より、償却資産課税の抜本的な見直しを図るとの要望がなされました。
- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に係る固定資産税は地方税収全体の約 14.0%(平成 23 年度)を占めており、全国の市町村におけるその割合(約 7.7%、平成 23 年度)と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に係る固定資産税が廃止されることとなれば、本県市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ 税収増大に寄与する自治体の企業誘致活動への影響も懸念されます。

県担当課名 市町行財政課
関係法令等 地方税法

17 半島振興対策の充実

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 平成 26 年度末に法期限を迎える半島振興法について、半島地域の特性や実情をふまえ、法の改正・延長を実現すること。
- 2 半島振興計画に基づく事業の円滑な事業実施のため、地方債・地方交付税による支援措置の充実等、財源の確保を図ること。
- 3 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の着実な整備推進を図ること。
- 4 ミッシングリンクとなっている未事業化区間（熊野大泊IC～すさみIC間の約 65km）の早期事業化を実現すること。

《現状》

- 本県では、平成 17 年 3 月に改正延長された半島振興法および平成 17 年度に和歌山県および奈良県とともに策定した「紀伊地域半島振興計画（H17～H26）」に基づき、各種支援措置を活用しながら、松阪市以南の 16 市町を対象として広域的かつ総合的な振興施策を推進しています。
- 半島地域は、三方が海に囲まれ、平地に恵まれない厳しい地理的条件にあるため、依然として高齢化・人口減少の進行が著しく、交通・産業基盤、生活環境基盤の整備等の面で一般の地域に比べ低位にあります。また、平成 23 年 9 月には、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けています。
- このような状況の中、平成 27 年 3 月末に半島振興法の効力が失われます。

《課題》

- ① 本県の半島地域の振興のため、半島振興法に基づき、各種施策を実施してきましたが、他地域に比べ、未だ交通・産業基盤、生活環境基盤の整備等の面で立ち遅れており、地域の発展が阻害されています。
- ② 他地域に比べ、財政力指数の低い市町が多く、財政基盤が脆弱であり、半島地域市町の自立的発展、地域住民の生活の向上を図るためには、より一層の財政的支援が必要となっています。
- ③ 半島地域では、南海トラフ巨大地震による津波災害や台風、豪雨災害等の発生が危惧されており、これらの災害による甚大な被害が発生した場合のリダンダンシーの確保として、幹線道路等の整備、ミッシングリンクの解消が求められています。

県担当課名 南部地域活性化推進課
関係法令等 半島振興法、紀伊地域半島振興計画

18 実効性を確保した「農地中間管理機構（仮称）」の制度構築と地域農業の担い手の確保・育成に向けた施策の充実・強化

（農林水産省）

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 中山間地域等において農業を担う経営体を確保育成するため、「農地中間管理機構（仮称）」（以下「機構」）を通じた農地の利用権取得を促進する「規模拡大交付金」に条件不利地域加算の措置を設けること。
- 2 新規就農の促進に向け、新規就農希望者が機構の管理する農地を活用して農業経営の試行ができるしくみを機構の農地管理業務に位置付けるとともに、このような新規就農希望者も「青年就農給付金（経営開始型）」の対象とすること。
- 3 機構が管理する農地の基盤整備に際して、事業を実施している地区と今後取りかかる地区とで農地所有者の経費負担に不公平がないようにすること。また、機構が管理する農地の基盤整備が着実に進むよう、活用する基盤整備事業の県・市町の負担を軽減すること。
- 4 生産性向上に結びつき難く機構が引き受けられない条件の農地については、地域の実状に応じて農業以外の利用も含めて有効活用できるよう配慮すること。
- 5 機構が自立的・継続的に運営されるよう、人件費等の活動経費について、国費により所要の予算を十分に確保すること。また、担い手の確保育成を進める普及指導員の活動を強化するため、「協同農業普及事業交付金」等の予算を十分に確保すること。

《現状》

- 中山間地域等は生産性が低いこと等から、担い手が確保されておらず、集落営農の構築や農業の大規模化が遅れています。また、耕作放棄地も年々拡大しています。
- 就農への関心は高まっているものの、農地の取得、経営スキルの習得等、就農に際しての障壁があるため、独立・自営による新規就農者は十分確保されていません。
- 本県では、担い手への農地集積率を平成33年度までに60%以上とすることを目標に、公益財団法人三重県農林水産支援センターによる農地保有合理化事業や、市町・JAなどの農地利用集積円滑化団体による農地利用集積円滑化事業を推進しています。

《課題》

- ① 中山間地域等への農業参入を促進するためには、条件不利地域の農地の利用権を取得して農業を担う経営体等への支援を充実させる必要があります。
- ② 新規就農者の確保・定着を促すためには、実際の栽培を通じて経営の経験を積ませることが重要であることから、機構が管理する農地を活用して、一定期間（2年程度）、試行的に就農できるしくみを創設するなど、新規就農を促進する支援制度が必要です。
- ③ 農地集積に向け、大区画化等の基盤整備事業を着実に進めるためには、参加する農業者の事業費負担等を公平にするとともに、逼迫した地方財政の状況に鑑み、地方負担を軽減することが望まれます。
- ④ 基盤整備を行ったとしても条件の改善が見込めない農地については、機構による引き受けも困難なことから、農業以外での有効活用を検討する必要があります。
- ⑤ 機構が自立的・安定的に業務執行できるよう、必要な人件費や活動経費、機構が管理する農地の管理経費等の予算を十分に確保する必要があります。また、担い手への農地集積や技術・経営支援を進める普及指導員の活動を充実させる必要があります。

県担当課名 担い手育成課、農業基盤整備課、農地調整課
関係法令等 農地法、農業経営基盤強化法

19 大規模災害に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減

(総務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 老朽化した、農業用ため池、排水機場や頭首工などの基幹的な農業水利施設の改修整備にあたっては、事業が着実に実施できるよう、
 - (1) 地方債（公共事業等債）充当率（現行 90%）を 100%にすること
 - (2) 国庫補助率（現行 50%～55%）を事業の緊急性などに応じて引き上げることなどを通じて、地方負担の軽減を図ること。
- 2 農林水産省の湛水防除事業で整備した排水機場について、宅地化が進展した場合でも、更新整備に対する支援措置を講じること。

《現状》

- 本県には、3,132 箇所 of 農業用ため池と 302 施設の農業水利施設があり、その多くで堤防や取水施設などの老朽化が進んでいることから、大規模地震等の発生により、重大な被害の発生が懸念されています。
- 国の「震災対策農業水利施設整備事業」等を活用し、ため池の一斉点検や耐震調査、基幹的な農業水利施設の機能診断や耐震調査を実施しています。
- これまでも、国の補正予算で改修整備を行う場合には、地方の資金調達に配慮して、公共事業等債の充当率は 100%とされています。
- 過去に湛水防除事業で整備してきた排水機場について、ポンプ等が老朽化し、改修が必要な状況にありますが、宅地化が進展している場合、農業効果（農業関係 50%超）の要件を満たしていないことから、更新整備の事業対象外となる場合があります。

《課題》

- ① 平成 25 年度から実施している耐震調査の結果をもとに、今後改修整備を進めていく中、地方の財政負担が増加した場合には、工事が円滑に進まない可能性があります。
- ② 逼迫した地方財政の状況に鑑み、公共事業等債の充当率については、当初予算において改修整備を行う場合でも 100%とするとともに、国庫補助率についても事業の緊急性に応じて引き上げるなど、地方負担の軽減措置が望まれます。
- ③ 老朽化と併せて宅地化が進展している地域の排水機場については、農業への効果が低下しているものの、雨水の流出状況に大きな変化が生じ、排水に支障を来す場合があるため、地域防災の観点から、更新整備を着実に進めていく必要があります。

県担当課名 農業基盤整備課

関係法令等 震災対策農業水利施設整備事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱

20 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国や地方自治体、関係団体が参画する広域での捕獲体制を整備し、国有林（大杉谷）や国立公園（吉野熊野）およびその周辺地域における、ニホンジカの広域一斉捕獲を早期に実施すること。
- 2 野生鳥獣の捕獲力の維持・強化のため、狩猟免許有効期間の3年から5年への延長や、平成26年12月までとされている猟銃の技能講習が免除になる特例規定の延長とともに、大量捕獲技術等の開発・普及を行うこと。
- 3 捕獲した野生鳥獣の利活用を推進するため、獣肉の全国的な需要喚起や消費拡大に向けたPRを実施すること。
- 4 鳥獣被害防止総合対策交付金については、地域の要望に応えられる予算額を確保すること。

《現状》

- 大杉谷国有林や吉野熊野国立公園およびその周辺の民有林などにおいては、国の機関や地方自治体が、ニホンジカの個体数調整に取り組んでいますが、依然としてニホンジカによる樹木の剥皮や林床植生の衰退など、林業被害等が深刻な状況です。
- 有害鳥獣の捕獲者の確保に向け、狩猟免許取得を推進していますが、狩猟免許登録者数は年々減少し、捕獲力の低下が懸念されています。
また、捕獲効率などを向上させるため、民間企業と連携して大量捕獲技術の開発に取り組んでいます。
- 獣肉等の利活用を促進するため、解体処理施設整備に対する支援や、需要の拡大に向けた飲食店事業者等への販売促進、新商品の開発・販売の推進などに取り組んでいます。しかしながら、獣肉等に対する消費者の認知度は低く、販路が十分確保されていません。
- 県内29市町のうち25市町が「被害防止計画」を策定し、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用などにより、侵入防止柵の整備などの「被害対策」、「獣肉等の利活用」、捕獲力の強化や森林整備等を行う「生息管理」の3本の柱で総合的に獣害対策に取り組んでいます。しかしながら、農林水産被害金額は依然として高い水準にあります。

《課題》

- ① 国有林や国立公園などの県境では、市町や県域を越えたニホンジカの捕獲活動は実施されておらず、被害の軽減に向けて、関係機関による広域的な一斉捕獲を実施する必要があります。
- ② 捕獲力を強化していくためには、狩猟免許更新手続きの軽減や猟銃の技能講習免除規定の延長など、狩猟登録者の確保に向けた環境整備が必要です。
また、ニホンジカについては大量捕獲技術を普及する目途が立ったものの、ニホンザルやイノシシについては、まだ技術が確立されていません。
- ③ 捕獲した野生鳥獣の利活用を促進するためには、全国的な市場調査や消費PR、利用方法の開発促進等を行い、需要を創造する取組が必要です。
- ④ 市町が「被害防止計画」に位置付けた取組や「獣肉等の利活用」を進める上で必要な解体処理施設の整備などが着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を十分に確保することが必要です。

県担当課名 獣害対策課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

21 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方の農業・農村を取り巻く現状を踏まえ、米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等関税撤廃の例外品目を十分に確保するよう、政府が一丸となって、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、交渉状況を踏まえ、農業者が将来展望をもって農業経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。
- 2 農林水産業・農山漁村の衰退を招き、あるいは食の安全・安心の確保などに対する影響への不安の声も多いことから、国民生活に与える影響や関係国との交渉に関する情報を十分提供するとともに、政府としてしっかりと説明責任を果たすこと。
- 3 持続可能な漁業や安全・安心な漁村づくりが適正に進められるよう、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢を堅持し、政府としてしっかりと交渉すること。

《現状》

- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。特に本県は、農地における水田の割合が7割を超え、水田農業が、食料生産とともに地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。
- 畜産業については、本県農業産出額の3割を占める重要な産業です。
- 農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承など重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場として大切な産業です。
- 持続可能な漁業や安全で安心に暮らせる漁村を構築するためには、資源管理、担い手の確保、漁業経営の安定化、安全で使いやすい漁港施設の整備などを着実に進める必要があることから、日本はWTO漁業補助金交渉においても政策上必要な補助金については認められるべきとの主張を行っています。

《課題》

- ① 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農業・農村の振興に大きな支障が生じます。
- ② TPP協定については、関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和など、さまざまな不安の声があることから、協定交渉に関する情報を十分に提供するとともに、政府としてしっかりと説明責任を果たすことが必要です。
- ③ 本県の漁業・漁村の振興が適正に進められるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

県担当課名 農林水産総務課 農業戦略課 水産資源課

22 森林・林業再生に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案】 **制度**・**予算**

- 1 地域材の需要を拡大するため「木材利用ポイント」制度を一時的な対策でなく、継続的に実施すること。
- 2 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築とその利用拡大や間伐の推進など、森林・林業の再生に向けた取組を引き続き進めるため、原則平成25年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生事業」の次期対策を創設すること。

《現状》

- 国では、日本再興戦略において、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進め、林業の成長産業化を図ることとしています。
- 県では「もうかる林業」への転換を図るため、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、路網整備等の促進による県産材の安定的・効率的な供給体制の構築とともに、「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化のほか、県内初の木質バイオマス発電施設の整備など木質バイオマスのエネルギー利用を進め、県産材の利用拡大に取り組んでいます。
- 国の「森林環境保全直接支援事業」や「森林整備加速化・林業再生事業」の間伐に対する補助要件に一定量の間伐材の搬出が付加されたことにより、伐捨間伐から搬出間伐への転換は進みましたが、間伐実施面積は減少しています。

《課題》

- ① 住宅建築分野等における地域材の需要を拡大するためには、「木材利用ポイント」制度の継続的な実施が必要です。
- ② 地域のシンボル性が高く、住宅等への波及効果が期待できる公共建築物等の木造・木質化を促進することが必要です。
- ③ 森林・林業の再生に向けては、今後も森林境界の明確化や施業の集約化、高性能林業機械の導入、路網整備等をさらに促進し、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築する必要があります。
- ④ ②、③については、現在、「森林整備加速化・林業再生事業」により対策が講じられていますが、原則平成25年度限りとなっているため、次期対策の創設が必要です。また、次期対策の創設にあたっては、地方負担の軽減への配慮が望まれます。
- ⑤ 森林の有する公益的機能の維持・増進に向けては、間伐を推進することが重要です。このため、次期対策では搬出間伐と併せて、伐捨間伐に対する支援が必要で

県担当課名 森林・林業経営課
関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

23 力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 漁業用施設の災害復旧について、養殖施設と同様に定置網も激甚法に基づく災害復旧事業の対象にすること。
- 2 漁業経営の安定を図るため、漁業経営セーフティネット構築支援事業について、十分に予算を確保すること。
- 3 赤潮特約の掛金率については、過去の大規模赤潮による被害の発生状況を十分に勘案した掛金率に見直すこと。
- 4 大規模災害に伴う漂流物等によって機能が著しく低下・喪失した漁場を、速やかに回復するために、漁場復旧支援事業を恒久的な制度として創設すること。

《現状》

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」)」において、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については対象とされていません。
- 燃油価格の高騰により、漁業者の経費負担が増大しています。
- 本県は、赤潮特約の制度創設以来、昭和55年度(2億1千万円)および昭和59年度(2億3千万円)以外で赤潮被害による多額の共済金の支払いを受けたことはありません。
- 本県では、平成22年のチリ地震および平成23年の東日本大震災に伴う津波が要因となった漂流物や堆積物等によって、漁場機能が低下する被害が発生し、地域の漁協等が処分等に取り組みました。

《課題》

- ① 定置網は養殖施設と同じく漁業共済制度の対象(漁業施設共済)となっており、漁業用の施設として扱うべきと考えられます。大規模災害からの速やかな沿岸漁業の復興のためには、定置網施設を災害復旧事業の対象にすることが必要です。
- ② 燃油価格の高騰等生産コストの増大により、漁業経営が悪化していることから燃油価格上昇への補填と燃油消費量を抑える省エネ機器への転換を図り、生産コストを軽減し、漁業経営を改善することが必要です。
- ③ 各都道府県の水域は海域環境が異なるため、赤潮被害の発生による共済金の支払額も異なっており、各都道府県の大規模な赤潮による被害の発生率を十分に勘案して、養殖種類や都道府県別の掛金率を設定することが必要です。
- ④ 大規模地震等の発生に伴う津波が要因となった漂流物や堆積物等の被害が予想されることから、漁場機能の速やかな回復のためには、恒久的な支援制度の創設が必要です。

県担当課名 水産資源課 水産経営課 水産基盤整備課
関係法令等 漁業災害補償法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
漁場復旧対策支援事業実施要綱

24 中小企業の設備投資に係る金融支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 中小企業基盤整備機構が運営する高度化事業のうち設備リース事業について、事業実施主体を中小企業の支援機関（中央会、公益財団法人等）まで拡大すること。
- 2 上記の債権保全に関し、連帯保証人等が過度の負担とならない保険制度等を創設すること。

《現状》

- 企業の設備投資はリーマンショックの翌年である平成 21 年度以降大幅に減少し、近年は若干の回復傾向にはありますが未だに平成 20 年度以前の水準にはほど遠い状況にあります。これは、景気の低迷による受注の減少および不透明化、金融調達力の低下、平成 15 年度から平成 18 年度にかけて活発に設備投資を行った反動等が理由であると考えられます。
- このような状況の中でも、中小企業が事業を継続していくためには、これまでの老朽化した設備を更新していく必要がありますが、多くの中小企業においてはリーマンショック後に運転資金等の借入が増加し、資金調達力が低下しており、設備の更新が困難な状況に陥っています。
- 製造業においては、大企業の海外進出および海外調達の拡大により従来にないコスト、品質、納期及び技術の競争にさらされており、また、非製造業においても社会構造や消費者の嗜好の変化等に対応していく必要があります、競争力の維持には適切なサイクルでの設備投資が欠かすことが出来ません。
- これまでの多くの公的な金融支援等には第三者連帯保証人等が要件であるケースが多くみられ、結果として経営者同士の相保証等により 1 社の破綻が複数社の破綻を引き起こすような事例も多く見られます。

《課題》

- ① 小規模企業者の設備投資に大きく貢献してきた小規模企業者等設備導入資金助成法が平成 26 年をもって終了することにより、民間金融機関から資金調達が困難である小規模企業者の設備投資が一層困難となることが想定されます。
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する高度化事業においても、リース事業等設備投資を支援していく制度がありますが、中小企業が組合等を新しく組織し、各組合員が連帯保証することは、信用力、競争力等において企業間格差が拡大した現状では困難な場合が多い状況にあります。
- ③ 高度化事業の設備リース事業については、既存の事業主体に中小企業支援機関（中央会、公益財団法人等）を追加し、独立行政法人中小企業基盤整備機構から中小企業支援機関に対して貸付を行い、中小企業を支援する者から各企業に設備リースを行う形態で、中小企業の設備投資を支援していく制度とすることが必要です。
- ④ また、連帯保証人制度を見直そうという社会的気運の中、連帯保証人等に過度の負担とならないような保険制度等を創設するなどして債権保全を図っていく必要があります。

県担当課名 サービス産業振興課

関係法令等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(中小機構)

25 商店街振興に関する補助金制度等

(経済産業省、中小企業庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成 24 年度補正予算で創設された商店街まちづくり事業および地域商店街活性化事業を引き続き実施すること。
- 2 各都道府県と連携して当該事業を展開できるよう事業実施商店街の情報を共有できる仕組みとすること。
- 3 当該事業にかかる商店街の自己負担部分について、商店街が利用しやすい資金貸付制度等を創設すること。

《現状》

- 商店街は地域に暮らす方にとって、「買い物・飲食等」の機能を果たしていますが、これにとどまらず「地域文化の維持や創造、地域コミュニティの場」「高齢化社会への対応」「環境保護の観点を考慮した中心市街地の形成」の点について大きな役割を担っています。一方、多くの商店街では生活様式の変化等から商店街の自助努力だけでは、こうした機能を果たすことが困難となっています。
- 商店街に対する国庫補助金については、商店街から国が委託する事業者へ直接申請する制度となっており、都道府県がその申請内容・結果等をタイムリーに把握することができず、都道府県等の商店街振興施策との連携が図られないことが懸念されます。
- 商店街振興組合などが、商店街等中心市街地を活性化するため、補助金等を活用してまちづくり事業に取り組む際、過去に借り入れた資金の返済が支障となり、新たな借入ができず、まちづくり事業を断念せざるを得ない状況にあります。

《課題》

- ① 商店街の一層の自助努力を促すためのハードおよびソフト面の補助金制度について、平成 26 年度以降においても引き続き十分な額を確保するとともに、支援に際しては都道府県と連携して事業を実施する制度の創設が必要です。
- ② 併せて商店街振興は極めて地域に密着した課題であることから、国におかれて商店街振興に関する制度を検討する際は「地方自治体の要望を踏まえて制度設計すること」並びに「実際の支援の際には地方自治体等が商店街の支援機関として参画、さらには補助金の決定等に地方自治体が参画できるような制度設計とすること」が必要です。
- ③ 商店街等は老朽化したハードにかかる更新ニーズがあっても従前の借入残債がある場合、新たな借入れは難しく、自己資金の確保ができず補助金制度が活用できない状況にあります。数年程度で残金返済の目途はあり、新たな設備投資等により、さらなる活性化が見込める商店街組合等には、既存の借入金を借り換えて、新たな資金を借り入れることができるような高度化資金借換制度を創設することが必要です。

県担当課名 サービス産業振興課

関係法令等 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則（中小機構）

26 中小企業への金融支援および再生支援の充実・強化

(経済産業省、金融庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 長期間にわたる厳しい経営環境におかれている中小企業の資金繰り支援として、政府系金融機関において超長期低利の借入要件を大幅に緩和した別枠の融資制度を創設するとともに信用保証協会による保証承諾要件を大幅に緩和した100%保証の別枠の信用保証制度を創設すること。
- 2 中小企業が金融機関との取引における悩み事を相談できるよう、県等が設置する「かけこみ寺」のような中立的な相談窓口を支援すること。
- 3 中小企業の健全な事業承継や円滑な事業再生を阻害する個人保証の在り方を見直し、個人保証に依存しない新たな仕組の構築を図ること。

《現状》

- リーマンショック以降の長引く世界的不況、国内経済の厳しい状況が中小企業に与える影響は極めて大きく、受注の減少、単価の下落、利益の縮減(赤字転落)、売上の減少、資産価値の下落などにより、多くの中小企業は過大な債務を抱え非常に厳しい経営を余儀なくされています。
- 中小企業が借り入れた資金の返済が困難になった際、金融円滑化法に基づき金融機関から返済条件の変更を受けた件数は大幅に増加しており、今後、これらの中小企業の経営改善・金融支援を行っていく必要があります。
- 中小企業金融における個人保証は、中小企業経営者の経営責任や借り入れの自覚など一定の有用性があり、融資慣行として定着していますが、一方で、中小企業経営者にとって過度の負担となり、事業承継の支障となっています。

《課題》

- ① 景況感に明るさに見えるものの、成熟した経済環境下で中小企業が再生・再建を図るには、より長期間での経営改善の視点が必要であり、長期にわたる金融および経営面での支援が必要です。また、地域とのつながりが深い中小企業は大幅な事業再編、リストラや新たな事業展開が行い難い状況にあり、抜本的な経営改善にあたっては地域の雇用を守りながら、地域と一体となり進めていくことが必要です。そのため、政府系金融機関等の劣後ローンなど長期の金融・融資制度は、地域の中小企業にとっては貸付審査等の面でハードルが高く利用し難いものとなっています。
- ② 国および関係機関に金融円滑化法失効に伴う金融相談窓口が設置されましたが、個別の中小企業の相談にハンズオン支援できる体制が不十分です。
- ③ 個人保証には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として、資金調達に円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や事業承継、経営が窮地に陥った場合における早期の事業再生の阻害要因となっている等、中小企業の活力を妨げる面があり、資金借入時における課題となっています。

県担当課名 サービス産業振興課
関係法令等 中小企業経営力強化支援法

27 国内企業の国際競争力の強化への支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

国内企業の国際競争力強化に向け、国内での新たな投資を促進するため、

- 1 企業が設備投資計画を立てやすくなる恒常的な国内立地補助制度を創設すること。
- 2 その制度設計にあたっては、サプライチェーンにおける代替がきかない部品・素材に係る分野や、我が国の将来の雇用を支える付加価値が高く成長が期待できる分野における生産拠点として整備する建物、最新の設備導入等の投資を対象とし、中小企業も含めた技術力のある有望な企業を支援する仕組みとすること。

《現状》

- 企業は、アジアをはじめとする新興国の旺盛な成長力を取り込むべく、積極的な海外展開によって顧客・市場の近くでの適地適産を進めています。
- しかしながら、こうした企業の海外流出が続けば、国内産業の空洞化だけでなく、我が国の経済成長を支える高付加価値産業の国際競争力の低下が懸念されます。
- このため、企業の国際競争力を高めていくには、海外事業展開と並行して、新興国の技術力の向上に対抗し、新たな研究開発や製造技術を磨き上げるなどの製品の高付加価値化や、成長分野における生産拠点への新たな投資への支援により、国内事業の強化を促進するとともに、雇用を維持・創出していくことが重要です。

《課題》

- ① 三重県では、四日市コンビナートを中心に集積する「高度部材」産業群の強みを活かし、日本のものづくりを支える企業への支援を強化する必要があります。
- ② このため、近年の投資動向、例えば、企業が海外事業で得た資金で国内での「研究開発」や「量産試作」を行うといった流れを捉え、新しい企業投資促進制度を今年度創設しました。従来の量産工場ではなく研究開発に伴う量産試作、生産・加工技術の開発などを行う「マザー工場」や「研究開発施設」等の付加価値創出型の施設整備への投資、研究者などの「人材」確保の取組や、中小企業の製品の高付加価値化のための設備投資に対する支援を行っています。
- ③ 国としても、サプライチェーンにおいて代替がきかない部品・素材に係る分野や、我が国の将来の雇用を支える付加価値が高く成長が期待できる分野において、中小企業も含めた技術力のある有望な企業の投資を促進する必要があります。
このためには、そうした企業が生産拠点を整備する際の建物、設備等への投資を支援する仕組みとして、企業が設備投資計画を立てやすくなる恒常的な国内立地補助制度を創設し、国内産業そのものを活性化させるとともに、国際競争力の強化につなげる必要があります。

県担当課名 企業誘致推進課

28 ユニバーサルツーリズム促進のための支援の充実

(観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

移動に制約を伴う、障がい者、高齢者、小さな子ども連れ家族など、誰もが旅行を楽しめるようにするため、ユニバーサルツーリズム促進のための支援をいっそう充実すること。

《現状》

- 平成 14 年に県の支援のもと「伊勢志摩バリアフリーセンター」が設立され、一人ひとりのニーズを把握し、行きたいところへいく方法を一緒に考える「パーソナルバリアフリー基準」という相談システムを開発し、伊勢志摩地域を中心に全県域へバリアフリー観光推進の活動範囲を広げつつあります。
- 三重県では、観光旅行者の多様なニーズに対応する観光振興の取組を県民、行政、観光事業者、関係団体と連携して進めることを「観光協創」と位置づけ、もてなしの向上や観光産業の活性化を進めています。
- 平成 25 年 6 月に開催された日本バリアフリー観光推進機構伊勢大会において、伊勢御師などの先人のおもてなしの心を継承し、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるための「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行いました。

《課題》

- ① 少子高齢化が進展するなか、移動に制約を伴う障がい者、高齢者、小さな子ども連れ家族などの観光需要を掘り起こし、満足度を高めていくためには、ハード、ソフト両面のバリアの解消が必要ですが、ハード面のバリアの解消には多額の経費が必要なため、中々進みません。
- ② 三重の観光資源には、玉砂利、石段、砂浜、古道、古い建築物など、バリアそのものが魅力となっているものも多く、バリアを緩和するための情報を提供し、工夫やサポートを行うことによりバリアを克服していく必要があります。
- ③ ユニバーサルツーリズムの推進には、観光困難者の立場に立ったコンシェルジュ機能の充実と旅行商品の普及を図っていくことが必要です。

県担当課名 観光政策課

関係法令等 観光立国推進基本法、観光立国推進基本計画

29 わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等

(国家公安委員会、警察庁、法務省、外務省、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 我が国とブラジルの一層の交流促進のため、二国間において査証免除協定締結の実現を図ること。
- 2 当面の措置として、ブラジル人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証交付の早期導入を実施すること（観光、親族訪問等の目的で日本に滞在する場合、一定の審査条件（収入等）を課したうえで、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証を交付）。
- 3 また、日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間を90日から3年に延長するようブラジル政府に働きかけること。
- 4 その上で、直近でタイやマレーシアに対して実施したように、短期滞在数次査証交付を1年間程度実施した後、ブラジルとの間で査証免除というステップへ進むこと。

《現状》

- 産官学民からなる三重県ミッション団を組織し、平成25年8月にブラジル連邦共和国サンパウロ州を訪問した際、日系人の方々を中心としてあらゆる分野の方々から、わが国とブラジルの観光と商用等の短期査証の免除措置について強い要望がありました。
- 既に、世界の66か国・地域、中南米では12か国の短期査証を免除しています。わが国とブラジルは自治体交流や企業進出も含めて多種多様なチャンネルにて交流があり、世界最大の日系人コミュニティ（約150万人）、つまり「日本応援団」が存在するにもかかわらず、商用の数次査証だけが認められているという状況です。

《課題》

- ① 国際社会において、益々存在感を増大させているブラジルを、わが国にとって真の重要なパートナーとして関係を深化させることは、今後のわが国の経済成長等において極めて有効であります。
- ② 今後、ブラジルでの2014年サッカーW杯開催、2016年リオデジャネイロオリンピック開催、2020年サンパウロ万博開催等の「黄金の10年」を迎え、他国が南米最大のブラジルマーケットに急速に攻勢をかけることが予想される中、わが国が一層の交流促進を行い、同国の需要を取り込むことは、わが国経済全体や各地域社会の発展、わが国の成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな効果をもたらすことは必至です。
- ③ 日系人の方々が、ふるさとに里帰りをしたい、あるいはその子弟のみなさんにも日本を知っていただいて日本のファンでいてもらう、そのような草の根の絆は、クールジャパンの取組等にも通じるだけではなく、我が国の国家安全保障や世界における日本のプレゼンスの発揮につながるものです。

県担当課名 国際戦略課

関係法令等 出入国管理及び難民認定法

30 グローバル人材育成の推進

(文部科学省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 グローバル人材を育成するための小中高等学校を通じた取組の推進、教員の指導力向上および人的配置（ALTを含む）、その他の教育環境の整備に係る財政措置を講じること。
- 2 小学校英語の教科化については、実施学年等の十分な検証について議論を行うとともに、指導内容や指導方法の確立、指導者の確保や教員の指導力向上のための財政措置を講じること。
- 3 スーパーグローバルハイスクールに伴う支援体制の充実や教員の専門性向上に係る財政措置を図ること。
- 4 高等学校におけるICT環境を整備するための財政措置やデジタルコンテンツ等の開発支援を進めること。

《現状》

- 本県では、子どもたちに自立する力と共に生きる力を育成することを目指して、平成24年度から「みえの学力向上県民運動」に取り組み、目的意識の向上や郷土に対する誇り・愛情等の涵養を目指し、体系的なキャリア教育や郷土教育・道徳教育のための教材づくり等を進めています。
- 小学校や中学校では、英語コミュニケーション能力の素地や基礎を育成しています。また、高等学校においては、本県独自に研究校を指定し、先進的な英語教育の実践研究を進めています。
- グローバル化する社会を生きる児童生徒に、課題発見・解決力やコミュニケーション力の育成を図る手立ての一つとして、教育の情報化が急がれることから、ICT環境の整備、ICT支援員の配置、デジタルコンテンツの開発等を進めることが求められています。

《課題》

- ① 小学校における外国語活動では、早い段階からの外国語教育の充実が喫緊の課題となる中、小学校の教科化も見据えた外国語活動の指導の充実に向けた研究、人的配置の拡充を進める必要があります。
- ② 中学校においては、聞く・読む・書く・話すといった4技能を総合的に育成するとともに、小学校・中学校・高等学校の系統性も意識した英語教育に係る指導方策の構築や、教員の英語運用能力・指導力の向上が必要です。
- ③ 高等学校においては、グローバル化に対応した先進的な取組を行う必要があります。支援体制の充実や教員の専門性向上に係る財政措置を図る必要があります。
- ④ ALTの配置や高校生への海外留学を支援するための財政措置をさらに拡充する必要があります。
- ⑤ 小・中学校で事業化されている「学びのイノベーション事業」および「フューチャースクール推進事業」実証校を拡充するとともに、高等学校へも拡大し、ICT教育を推進する必要があります。

県担当課名 小中学校教育課 高校教育課 研修推進課 教職員課

31 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会、警察庁)

【提言・提案】 制度・予算

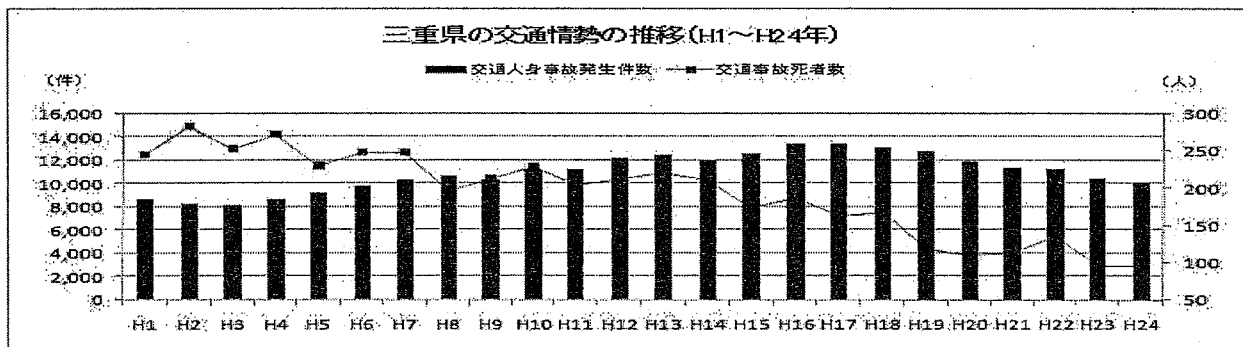
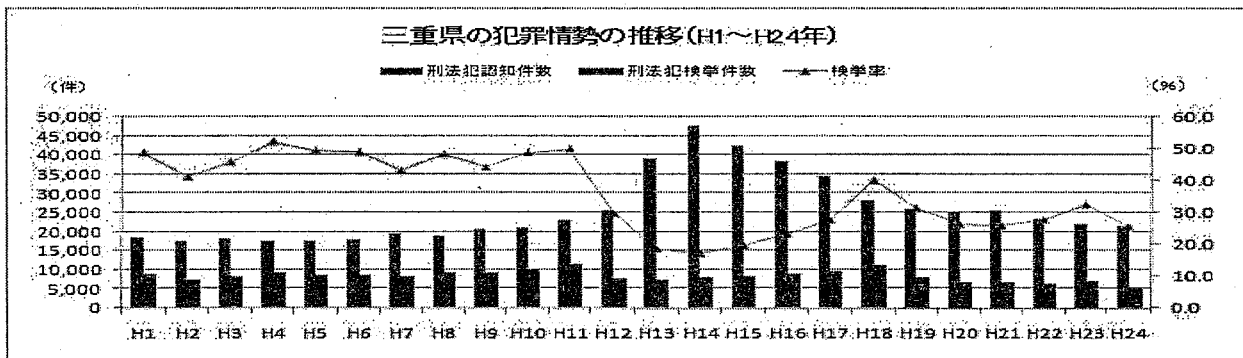
治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

《現状》

- 本県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、平成24年は21,493件と、20,000件を超えた平成9年以前の平成初期（平成元年から平成8年）の平均認知件数18,300件と比較すると、いまだ高い水準（約1.2倍）にあり、殺人、強盗等の凶悪犯罪が後を絶たないなど、県民の日常生活を脅かしています。特に本県は、他県と比べ、刑法犯認知件数の警察官一人当たりの負担件数も7.17件と大きく、全国第5位です。
- 交通事故死者数は減少傾向にあるものの、いまだ100人近くの尊い命が失われており、交通人身事故発生件数は10,155件で、警察官一人当たりの負担件数は3.39件となり、全国第12位の状況です。

《課題》

地方警察官の増員や諸施策の推進などにより、刑法犯認知件数および交通事故死者数は減少傾向で推移していますが、その減少幅は、増員数の減少に伴い小さくなっていることから、一層の治安維持を図るため、増員によって警察力を強化する必要があります。



県担当課名 警察本部警務課
 関係法令等 警察法